

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（総括）)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	30,810	42,527	△11,717	△ 27.6
(2)産業投資	3,880	1,650	2,230	135.2
うち 出 資	3,880	1,650	2,230	135.2
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	32,000	41,650	△9,650	△ 23.2
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	31,600	41,250	△9,650	△ 23.4
うち 外貨借入金	400	400	—	0.0
合 計	66,690	85,827	△19,137	△ 22.3

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	101,638	72,038	29,600	41.1
(2)産業投資	30,858	26,978	3,880	14.4
うち 出 資	30,858	26,978	3,880	14.4
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	98,055	74,793	23,263	31.1
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	97,255	74,393	22,863	30.7
うち 外貨借入金	800	400	400	100.0
合 計	230,551	173,809	56,743	32.6

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		122,100	167,600	△45,500
(内訳)	輸出	2,950	9,700	△6,750
	プラント	2,450	9,200	△6,750
	船舶	500	500	—
	輸入・投資	15,050	121,000	△105,950
	資源開発	6,500	59,700	△53,200
	一般投資	8,550	61,300	△52,750
	事業開発等	102,937	34,300	68,637
	出資	1,163	2,600	△1,437

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		122,100	167,600	△45,500
(財源)	財政投融资	66,690	85,827	△19,137
	財政融資	30,810	42,527	△11,717
	産業投資	3,880	1,650	2,230
	政府保証	32,000	41,650	△9,650
	自己資金等	55,410	81,773	△26,363
	政府保証（5年未満）	59,250	76,500	△17,250
	財投機関債	200	200	—
	貸付回収金	21,091	21,617	△525
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	—
	財政融資資金借入金償還	△1,210	△3,871	2,661
	社債償還金	△11,715	△12,110	395
	外国為替資金借入金償還	△8,833	△8,764	△69
	その他	△3,373	8,201	△11,574

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	30,810	42,527	△11,717	△ 27.6
(2)産業投資	3,780	1,650	2,130	129.1
うち 出 資	3,780	1,650	2,130	129.1
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	31,800	41,450	△9,650	△ 23.3
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	31,600	41,250	△9,650	△ 23.4
うち 外貨借入金	200	200	—	0.0
合 計	66,390	85,627	△19,237	△ 22.5

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	101,638	72,038	29,600	41.1
(2)産業投資	28,975	25,195	3,780	15.0
うち 出 資	28,975	25,195	3,780	15.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	97,655	74,593	23,063	30.9
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	97,255	74,393	22,863	30.7
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	228,268	171,826	56,443	32.8

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		121,000	166,500	△45,500
(内訳)	輸出	2,500	9,200	△6,700
	プラント	2,000	8,700	△6,700
	船舶	500	500	—
	輸入・投資	14,500	120,500	△106,000
	資源開発	6,000	59,500	△53,500
	一般投資	8,500	61,000	△52,500
	事業開発等	102,937	34,300	68,637
	出資	1,063	2,500	△1,437

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		121,000	166,500	△45,500
(財源)	財政投融资	66,390	85,627	△19,237
	財政融資	30,810	42,527	△11,717
	産業投資	3,780	1,650	2,130
	政府保証	31,800	41,450	△9,650
	自己資金等	54,610	80,873	△26,263
	政府保証（5年未満）	59,250	76,500	△17,250
	財投機関債	200	200	—
	貸付回収金	21,088	21,577	△489
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	—
	財政融資資金借入金償還	△1,210	△3,871	2,661
	社債償還金	△11,715	△12,110	395
	外国為替資金借入金償還	△8,833	△8,764	△69
	その他	△4,170	7,341	△11,510

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定））

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

イ 株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC 法」という。）において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

ロ 具体的には、安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、インフラ分野における我が国企業の海外展開及び海外の成長の取り込みに向けた我が国企業の海外進出等の支援に際し、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。特に政治的・経済的リスクのある出融資等を行うに際しては、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間では担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果たし得ない役割も担うことが求められている。

ハ 米国の関税措置に関する日米政府の了解覚書に基づく戦略的投資イニシアティブにおいて、日米両国は、米国への投資を通じて、経済安全保障上重要な分野等について、日米両国がともに利益を得られる強靱なサプライチェーンを構築していくため、緊密に連携していくことを掲げている。日本政府は、その実現に向け、政府系金融機関が最大 5,500 億米ドル規模の出資・融資・融資保証を提供することとし、既にその出融資が開始されている。日本政府が、今後とも日米両国間の合意を履行するために、当行がこれをファイナンス面から支援することは、日米両国の経済安全保障に寄与するものである。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

イ 対象事業を重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものに限定している。

ロ 「経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）」・「日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）」・「地域未来戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）」

日閣議決定）」・「『強い経済』を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）」・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）」・「GX2040ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～（令和7年2月18日閣議決定）」・「インフラシステム海外展開戦略2030（令和6年12月24日経協インフラ戦略会議決定）」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和6年6月11日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」等を踏まえ、国内外の経済状況及び我が国企業の事業環境に応じた果敢な対応を適時適切に実施。また、令和5年4月にJBIC法が一部改正され、①我が国の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化をより一層支援するため、日本企業のサプライチェーン等を支える外国企業への融資（事業開発金融）や、我が国にとって重要な物資を日本企業が海外で引き取る場合の融資（輸入金融）、海外でのサプライチェーン強靱化のための事業資金の国内大企業経由での融資（投資金融）、②スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、③国際協調によるウクライナ復興支援への参画といった業務が拡充され、これら業務に取り組んでいる。当該法改正により可能となった融資を含め、民間金融機関との協調融資を原則としており、民業補完の徹底に努めている。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、当行業務は、民間資金動員・活用を積極的に図るべく、民間金融機関と共に融資することを原則としており、要望に応じ、民間金融機関に対する融資・保証供与や民間金融機関による優先的な資金回収等を行うほか、同法に明定された保証機能等を活用しつつ、民間資金の動員・活用を積極的に図っている。さらに、対象プロジェクトの完工後等にリスクテイクのニーズがある地銀等の民間金融機関に当行保有債権等の流動化を行うことを通じて、当該民間金融機関の融資機会の創出に取り組んでいる。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

JBIC法第13条第1項第1号及び同第2号で規定する償還確実性の原則及び収支相償の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性及び収支相償の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制をとっているほか、収支相償を満たす条件を付している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の対応を講じており、相応の収益可能性が確保されている。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和7年度における一般業務勘定の財政投融資は55,330億円（うち財政融資26,600億円、産業投資3,700億円、政府保証25,030億円）を予定していたが、日米政府間の協議等に時間を要したため、日米政府の了解覚書に基づく戦略的投資イニシアティブに係る出融資の開始が令和8年度に後ろ倒しとなったこと、及び貸付回収金の増加等により、自己資金が増加したことなどから、財政投融資44,605億円（うち財政融資21,903億円、政府保証22,702億円）の運用残が生じた。

令和9年度の事業規模については、①我が国のエネルギーを取り巻く新たな環境を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、質の高いインフラ海外展開やM&A支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業等に係る資金需要に加え、②「経済財政運営と改革の基本方針2026」・「日本成長戦略」・「地域未来戦略」・「『強い経済』を実現する総合経済対策」・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」・「GX2040ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」・「インフラシステム海外展開戦略2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」等の政府方針を踏まえた対応、③「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ (POWER Asia)」の推進を含めた「日本戦略投資ファシリティ」の活用及び日米政府の了解覚書に基づく戦略的投資イニシアティブへの対応、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（令和7年9月26日閣議決定政令第241号）」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）に基づく業務の拡充（特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等）等、より幅広くリスクマネーを供給すべく強化された当行機能の発揮等を勘案しつつ、JBIC法を踏まえた民業補完に徹した上で、真に政策的に必要と考えられる資金需要について実需を厳しく精査した結果、必要最小限の121,000億円（そのほか保証4,288億円を計画）としている。

令和9年度の財政投融資の規模については、かかる事業規模を前提とし、約定されている元利受払いに加え、不確定要素の大きい繰上償還についても可能な範囲において織り込む等、自己資金の精査に努めている。具体的には、令和9年度は、事業規模が令和8年度当初計画比45,500億円減となる見込みである中、自己資金等は、政府保証外債（5年未満）が同17,250億円減、繰上償還額を含む貸付回収金が同489億円減、前年度繰越金が同10,550億円減となる見込みである一方、社債償還金等の既往債務の償還の合計が同2,987億円減、翌年度繰越金が同2,524億円増の見込みであること等から、自己資金等は同26,263億円減の54,610億円を見込んでいる。かかる状況を踏まえ、財政投融資による調達で手当てが必要となる計66,390億円（同19,237億円減）を要求する。うち、産業投資は、案件等の大型化を踏まえた与信集中対応等に必要リスクバッファ並びに日米政府の了解覚書に基づく戦略的投資イニシアティブ向け融資コミット及び貸付の実施に必要な財務基盤強化を目的として、計3,780億円（同2,130億円増）を要求する。なお、自己資金の一部として、200億円の財投機関債発行を予定している。

（参考：過去3か年の財政投融資の運用残額）

	5年度	6年度	7年度
運用残額	7,050 億円	6,052 億円	44,605 億円
運用残率	32.3 %	51.3 %	80.6 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

(事業名：一般業務勘定)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

①我が国のエネルギーを取り巻く新たな環境を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、質の高いインフラ海外展開や M&A 支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業等に係る資金需要に加え、②「経済財政運営と改革の基本方針 2026」・「日本成長戦略」・「地域未来戦略」・「『強い経済』を実現する総合経済対策」・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」等の政府方針を踏まえた対応、③「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ (POWERR Asia)」の推進を含めた「日本戦略投資ファシリティ」の活用及び日米政府の了解覚書に基づく戦略的投資イニシアティブへの対応、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和 5 年 4 月 14 日公布）に基づく業務の拡充（特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等）等を踏まえた取組を実施する。

(2) 必要とする金額の考え方

当行が日本政府の方針の下、出融資保証機能を活用して支援を行う場合、エクスポージャーの増大等に対応するためのリスクバッファや出資の原資としての自己資本の充実が不可欠となる。アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ (POWERR Asia) 等政府の施策に沿った対応を着実に進めるため、案件等の大型化を踏まえた与信集中対応等に必要なるリスクバッファ並びに日米政府の了解覚書に基づく戦略的投資イニシアティブ向け融資コミット及び貸付の実施に必要な財務基盤強化を目的として、計 3,780 億円（同 2,130 億円増）を要求する。

(3) 見込まれる収益

JBIC 法第 13 条第 1 項第 1 号及び同第 2 号で規定する償還確実性の原則及び収支相償の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性及び収支相償の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制をとっているほか、収支相償を満たす条件を付している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の対応を講じており、相応の収益可能性が確保されている。

（４）民間資金の動員の蓋然性

JBIC 法第 1 条の「民業補完の原則」を前提とし、想定される案件は、いずれも当行の出融資保証機能を活用し、民間資金の動員や他国公的機関との連携等により、エネルギー安全保障やサプライチェーン構築等による経済安全保障の推進、スタートアップを含む革新的技術・新技術の展開、中堅・中小企業の海外展開等を積極的に支援するもの。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、営業部門及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。なお、日米政府の戦略的投資イニシアティブに係る案件については、その特殊性に鑑み、当該案件を集中的に取扱い、適切な案件承諾・管理等を行う体制として、令和8年5月に日米戦略投融資部門及び日米戦略投融資部を新設。当部門・部が、審査・リスク管理部門と連携しつつリスク管理を対応していく。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理・ALM委員会を設置している。

モニタリング体制については、前述の個別与信管理の一環として、個別案件に対し、半期ごとの資産自己査定や行内信用格付の随時見直しを実施している。また、前述の残高管理の分析を踏まえ、発現した場合に当行にとって影響の大きいリスク事象の特定を行い、それらの状況について、統合リスク管理・ALM委員会を通じて経営全体に対して定期的に報告・共有している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証外債

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月）における「政府保証債に係る 4 類型の見直し」及び平成 29 年 12 月 20 日の財政投融资分科会補足説明資料 1 の「今後の運用」を踏まえると、当行は類型 iii に該当し、政府保証外債の発行は、①外貨調達必要性が認められること、②償還が十分に確実であると見込まれること、③起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること、という 3 つの審査基準に合致する場合に限って認められる。

①について、当行は、我が国企業等が実施する国際的事業展開、海外投資事業等における為替変動リスク回避、我が国企業等の国際プラント商談等における国際競争力確保への支援の観点から、外貨貸付を実施しており、政府保証外債の発行により調達した外貨資金を一切円転せず、すべて当該外貨貸付の原資として活用する。また、JBIC 法に定める当行業務を効率的に実施していくためには、長期・安定的な外貨資金の貸付は効果的かつ不可欠な手段であり、そのための原資として外貨の調達が不可欠である。②について、当行は JBIC 法第 13 条第 1 項第 1 号で規定する償還確実性の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制等によりこれを確保している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の債権保全措置を講じており、こうした出融資保証の償還確実性の確保を通じて財務の健全性が確保されている。③については、各市場の個別事情を勘案し、当行債券発行に先立ち同等な信用力を有する他の債券の発行条件等の存在を確認・比較して、遜色のない条件で起債できる環境にあることを確認している。

(2) 政府保証外貨借入金

米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されているインフラ事業等に対する現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成 28 年 5 月 18 日公布）」により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証外債

近年の国際資本市場においては、一般的に多くの投資家は投資判断に際して、債券

の利回りに加え、①明示的な政府保証の有無など「発行体／保証人の信用力の高さ」、②一般に発行規模が大きく、セカンダリー市場での売買も容易な「流動性の高さ」、及び③起債が継続的に行われる「継続性／発行頻度」を考慮していると考えられる。

かかる状況下、(i)投資家が投資対象として前向きに検討可能な個別債券の発行額は一度の起債につき10～25億米ドル程度と考えられ、複数トランシェでの起債を同時に行い幅広い投資家に訴求したとしても5年以上の年限において20～30億米ドル程度と見込まれ、(ii)時期的制約により発行可能なタイミングが年間最大でも数回程度と見込まれる。かかる市場環境を十分考慮しつつ、財政投融资を通じた63,000億円規模の外貨資金需要を踏まえ、財政融資及び政府保証外債（5年以上）でバランスよく調達していく観点から、うち31,600億円について政府保証外債（5年以上）を要求するもの。

（２）政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み200億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては認められない可能性があるほか、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

＜5年未満の政府保証について＞

1. 政府保証の考え方

（１）政府保証外債

当行は、①我が国が経済・国家安全保障上利益を得られるような強靱なサプライチェーンの構築等に係る案件、②現在の中東情勢の影響を踏まえ、エネルギーや重要物資のサプライチェーンの強靱化等に資する案件を支援する「日本戦略投資ファシリティ」等のファシリティを活用した外貨貸付を実施しており、政府保証外債の発行により調達した外貨資金を一切円転せず、すべてファシリティに係る外貨貸付の原資として活用する。

2. 必要とする金額の考え方

（１）政府保証外債

「日本戦略投資ファシリティ」等のファシリティを活用した資金需要等に鑑み、59,250億円について5年未満の政府保証外債を要求するもの。

財 投 機 関 債 に つ い て

（機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定））

1. 令和9年度における財投機関債の発行内容

イ 令和9年度発行予定額は200億円。

ロ 発行形態は、原則として普通社債（SB）型。

ハ 発行の考え方としては、財投改革の趣旨を踏まえ、投資家、市場関係者との対話を通じた財投機関債の発行に努める一方で、様々な政策ニーズへの機動的かつ確実な対応及び安定的かつ円滑な業務運営を期すため、市場動向に左右される財投機関債と財政投融资とのバランスを考慮した上で、資金を調達する必要があると認識。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

①我が国のエネルギーを取り巻く新たな環境を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、質の高いインフラ海外展開や M&A 支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業等に係る資金需要に加え、②「経済財政運営と改革の基本方針 2026」・「日本成長戦略」・「地域未来戦略」・「『強い経済』を実現する総合経済対策」・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」等の政府方針を踏まえた対応、③「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ (POWER Asia)」の推進を含めた「日本戦略投資ファシリティ」の活用及び日米政府の了解覚書に基づく戦略的投資イニシアティブへの対応、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和 5 年 4 月 14 日公布）に基づく業務の拡充（特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等）等を踏まえた取組を実施する方針。これらの支援に必要な原資及び財務基盤を確保する観点から、一般業務勘定として、財政融資資金借入金 30,810 億円、産投出資 3,780 億円、政府保証外債（5 年以上）31,600 億円を含む財政投融资を計 66,390 億円要求している。

(参考)

「経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）」（抄）
第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現
 - (1) 「日本成長戦略」の推進
 - (2) 成長基盤の強化
2. 強い外交・安全保障の確立
 - (1) 外交力・安全保障・情報力の強化
 - (2) 経済安全保障の強化

「日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）」（抄）

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

1. 官民投資ロードマップ策定に当たっての基本的考え方
2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行
 - (1) AI・半導体
 - (2) デジタル・サイバーセキュリティ
 - (3) 情報通信
 - (4) 量子
 - (5) 防衛産業

- (6) 航空・宇宙
- (7) 海洋
- (8) 造船
- (9) マテリアル(重要鉱物・部素材)
- (10) 合成生物学・バイオ
- (11) 創薬・先端医療
- (12) 資源・エネルギー安全保障・GX
- (13) フュージョンエネルギー
- (14) 防災・国土強靱化
- (15) 港湾ロジスティクス
- (16) フードテック
- (17) コンテンツ

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

- 1. 新技術立国・競争力強化
- 2. スタートアップ
- 3. 金融を通じた潜在力の解放

Ⅳ. 未来への投資拡大の実現

- 1. 政府が一步前に出た大胆な投資の促進
- 2. 官民連携の徹底的な強化
- 3. 日本成長戦略の実行に向けた仕組みの構築

「地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）」（抄）

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第1節 強い地域経済の構築に貢献する主な施策の推進

ア. 産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出

Ⅰ. 強い経済を実現するための基本的方向性【道筋】

Ⅱ. 計画実現に向けた支援施策【政策手段】

第5節 その他の施策の推進

「『強い経済』を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）」（抄）

第2章「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

1. 経済安全保障の強化

(1) 戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化(AI・半導体、造船、量子、フュージョン、バイオ、航空、宇宙 等)

(2) サイバーセキュリティ対策の強化

2. 食料安全保障の確立

(2) 農林水産物・食品の輸出拡大

3. エネルギー・資源安全保障の強化

(1) エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現

(2) GXの推進等

5. 未来に向けた投資の拡大

(1) 先端科学技術の支援

(2) スタートアップ支援強化とコンテンツ分野、文化芸術及びスポーツの振興

第3節 防衛力と外交力の強化

1. 外交・安全保障環境の変化への対応

- (1) 防衛力整備の推進及び自衛隊員の処遇改善
- (2) 多角的な経済外交の展開、安全保障環境の変化への対応
- 2. 米国関税への対応
 - (1) 日米戦略的投資イニシアティブ等の着実な推進
 - (2) 関税の影響を受ける企業への資金繰り支援等

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」（抄）

- I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現
 - 3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上
- III. 投資立国の実現
 - 1. 中堅企業の創出・成長加速
 - 2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し
 - (1) ヘルスケア
 - (2) 防災
 - (3) 農林水産業・食品産業
 - (6) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進
 - 3. GX・DXの着実な推進
 - (1) GX
 - (2) DX
 - 4. 経済安全保障等の投資の強化
 - 5. PEファンド等への成長投資の強化
- IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化
 - 2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化
 - 3. オープンイノベーション・調達推進
- V. 科学技術・イノベーション力の強化
 - 2. 基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立
 - 3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現
 - 4. デジタル関連サービスの海外展開
 - 5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓
 - (1) 量子技術
 - (2) フュージョンエネルギー
 - (3) マテリアル分野
 - (4) 宇宙
 - (5) 海洋
 - (6) 健康・医療

「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）」（抄）

- 2. GX産業構造
- 4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献
- 5. GXを加速させるためのエネルギーを始めとする個別分野の取組

「インフラシステム海外展開戦略 2030（令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定）」（抄）

第2章 具体的な施策

- 1. 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化（相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応）

(PPPを含めた案件形成の上流への積極的参画支援と提案力の強化)
(スタートアップや中小企業、地方の企業等に対する支援)

2. 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保
(経済安全保障上重要なインフラ等への積極的関与)
(同志国・グローバルサウスと迅速かつ緊密に連携した案件形成と事業化支援)
3. GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応
(GX、気候変動、環境関連の取組)
(その他気候変動対策、環境分野)
(防災分野)
(デジタル分野、DX関連の取組)
(健康医療等分野)

「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和6年6月11日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」（抄）

5. グローバルサウス諸国との連携にあたっての基本的な考え方
6. 具体的な方策

「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ（POWER Asia）（令和8年4月15日）」

現地企業の金融支援
エネルギー供給体制の強化
エネルギー源多様化
産業の高度化

財政投融資の要求に伴う政策評価

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 各府省庁の政策評価の結果

当行については、「グローバル投資強化ファシリティ」や「日本戦略投資ファシリティ」を活用するとともに、日米政府の了解覚書に基づく戦略的投資イニシアティブに基づく取組を通じて、日本企業による、経済・国家安全保障上の重要分野における海外展開等を推進したことや、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和5年4月14日公布）」の令和6年10月1日の全面施行を通じて、脱炭素社会をはじめとする地球環境保全への貢献と我が国の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化、質の高いインフラ投資や海外における新たな市場創出を支援し、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されたこと等が評価されている。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ(POWERR Asia)の推進を含めた日本戦略投資ファシリティの活用及び日米政府の了解覚書に基づく戦略的投資イニシアティブへの対応、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）に基づく業務の拡充（特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等）等、より幅広くリスクマネーを供給すべく強化された当行機能の発揮等を勘案しつつも、株式会社国際協力銀行法を踏まえた民業補完に徹した上で、真に政策的に必要と考えられる資金需要について実需を厳しく精査した結果、必要最小限の事業規模である121,000億円を前提とし、財政投融資による調達で手当てが必要となる計66,390億円（令和8年度当初計画比19,237億円減）を要求する。

7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

令和 7 年度の当期純利益は、1,368 億円となった。国庫納付については、JBIC 法第 31 条及び JBIC 法施行令第 6 条等に基づき、684 億円を納付済。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

令和 7 年度末の資産の部残高は、現預金の減少等により、前年度末比 192 億円減の 200,870 億円となった。また、負債の部残高は、社債の減少等により、前年度末比 4,661 億円減の 167,442 億円となった。純資産の部残高は、前年度末比 4,468 億円増の 33,428 億円となった。

(2) 費用・収益の状況

令和 7 年度の損益状況については、8,753 億円の経常収益、7,385 億円の経常費用、0.1 億円の特別利益を計上した結果、当期純利益は 1,368 億円となった。

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	100	—	100	皆増
うち 出 資	100	—	100	皆増
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	200	200	—	0.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	200	200	—	0.0
合 計	300	200	100	50.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	1,883	1,783	100	5.6
うち 出 資	1,883	1,783	100	5.6
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	400	200	200	100.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	2,283	1,983	300	15.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		1,100	1,100	—
(内訳)	輸出	450	500	△50
	プラント	450	500	△50
	船舶	—	—	—
	輸入・投資	550	500	50
	資源開発	500	200	300
	一般投資	50	300	△250
	事業開発等	—	—	—
	出資	100	100	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,100	1,100	—
(財源)	財政投融資	300	200	100
	財政融資	—	—	—
	産業投資	100	—	100
	政府保証	200	200	—
	自己資金等	800	900	△100
	貸付回収金	4	39	△36
	その他	796	861	△64

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定））

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

イ JBIC 法において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

ロ 特別業務は、「質の高いインフラパートナーシップ」（平成 27 年 5 月公表）等の政府の施策を踏まえ、我が国の民間企業等に蓄積された優れた技術、知識及び経験を活用しつつ、新興国をはじめとした世界全体の膨大な社会資本整備に係る投資需要に十分応えていくため、平成 28 年度に JBIC 法を改正し、海外における社会資本の整備に関する事業を対象として追加された。また、令和 5 年 4 月に JBIC 法を一部改正し、特別業務の対象分野に、資源開発に関する事業及び新技術・ビジネスモデルを活用した事業に対する支援並びにスタートアップ企業への出資等が追加された。

ハ 当行は、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間だけでは担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクの緩和を求めるといった民間金融機関では果たし得ない役割も担うことが求められている上、上記分野における我が国企業の海外展開などの支援に際し、更なるリスクテイクを行いつつ、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

イ 特別業務の対象事業は、重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るもののうち、現状は海外における社会資本の整備に関する事業、資源開発に関する事業及び新技術・ビジネスモデルを活用した事業への支援並びにスタ

ートアップ企業への出資・社債取得に限定している。

ロ 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」・「日本成長戦略」・「地域未来戦略」・「『強い経済』を実現する総合経済対策」・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」等を踏まえ、国内外の経済状況及び我が国企業の事業環境に応じた果敢な対応を適時適切に行い、また「インフラシステム海外展開戦略 2030」や「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえ、より幅広いリスクマネーを供給するための事業規模を出融資計画に反映している。

<有効性>

3. 財政投融资を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

JBIC 法第 1 条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、「特別業務指針（令和 5 年財務省告示第 239 号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

「特別業務指針」の二（3）②及び同（5）に基づき、公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールにより長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益実現を見込む。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成における P D C A サイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

令和 7 年度における特別業務勘定の財政投融资は 200 億円（政府保証借入 200 億円）を予定していたが、各案件のリスクの高さに鑑み、事業者等にて相応の検討時間を要し、スタートアップ投資を除く案件の出融資実行に至らず政府保証借入による外国通貨調達の必要がなかったこと等により、財政投融资全額の運用残が生じた。

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを行う特別業務勘定の令和 9 年度事業規模については、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」・「日本成長戦略」・「地域未来戦略」・「『強い経済』を実現する総合経済対策」・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」・「グローバル

サウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」等の政府方針を踏まえた対応や、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和５年４月１４日公布）」による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえ、民間資金を含む多様な資金を動員することも勘案し、１,１００億円（そのほか保証１８３億円を計画）としている。

令和９年度の財政投融资の規模については、かかる事業規模に対して、自助努力による資金調達として円貨余裕金の一部を活用することを想定し、３００億円（令和８年度当初計画比１００億円増）を財政投融资として要求する。このうち、産業投資は、平成２８年度における特別業務勘定の創設のための株式会社国際協力銀行法改正時、衆参両院の附帯決議において、政府に対して、特別業務勘定において十分な資本が機動的に確保されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう述べられていることに加え、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和５年４月１４日公布）」による対象分野拡充を踏まえ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、１００億円（同１００億円増）を要求する。

（参考：過去３か年の財政投融资の運用残額）

	５年度	６年度	７年度
運用残額	８１０ 億円	２５０ 億円	２００ 億円
運用残率	９４．２ ％	１００ ％	１００ ％

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

６．上記以外の特記事項

特になし。

産 業 投 資 に つ い て

（機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定））

（事業名：特別業務勘定）

1. 産投事業の内容

（1）具体的な事業内容

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを行う特別業務勘定においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」・「日本成長戦略」・「地域未来戦略」・「『強い経済』を実現する総合経済対策」・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」等の政府方針を踏まえた対応や、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえた取組を実施する。

（2）必要とする金額の考え方

特別業務を通じたリスクマネー供給強化に対するニーズは高く、平成 28 年度における特別業務勘定の創設のための JBIC 法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成 28 年 5 月 18 日公布）」）時、衆参両院の附帯決議において、政府に対して、特別業務勘定において十分な資本が機動的に確保されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう述べられていることに加え、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による対象分野拡充を踏まえ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、令和 9 年度においては 100 億円の産投出資を要求する。

（3）見込まれる収益

「特別業務指針」の二（3）②及び同（5）に基づき、公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールにより長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益実現を見込む。

（4）民間資金の動員の蓋然性

特別業務については、特別業務指針において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、営業部門及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理・ALM委員会を設置している。

特別業務においては、上記体制を基本としつつ、特別業務の対象事業の性質を踏まえ、社外の有識者及び社外取締役で構成されるリスク・アドバイザリー委員会において特別業務勘定に係るリスク管理態勢について助言を受けながら、適切にリスク管理を行っている。

政 府 保 証 に つ い て

（機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定））

1. 政府保証の考え方

（１）政府保証外貨借入金

特別業務では、米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されている海外インフラ事業等を対象としており、当行が現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において、金額・期間の観点から柔軟な資金調達ができ、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。JBIC 法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成 28 年 5 月 18 日公布）」）により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

（１）政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み 200 億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては、認められない可能性があるほか、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを行う特別業務勘定の事業規模については、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」・「日本成長戦略」・「地域未来戦略」・「『強い経済』を実現する総合経済対策」・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」等の政府方針を踏まえた対応や、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）等を踏まえた取組を実施する方針。これらの支援に必要な原資の確保に加え、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するべく、特別業務勘定として産投出資 100 億円、政府保証外貨借入金 200 億円からなる財政投融资計 300 億円を要求している。

(参考)

「経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）」（抄）
第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現
 - (1) 「日本成長戦略」の推進
 - (2) 成長基盤の強化
2. 強い外交・安全保障の確立
 - (1) 外交力・安全保障・情報力の強化
 - (2) 経済安全保障の強化

「日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）」（抄）

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

1. 官民投資ロードマップ策定に当たっての基本的考え方
2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行
 - (1) AI・半導体
 - (2) デジタル・サイバーセキュリティ
 - (3) 情報通信
 - (4) 量子
 - (5) 防衛産業
 - (6) 航空・宇宙
 - (7) 海洋
 - (8) 造船
 - (9) マテリアル(重要鉱物・部素材)
 - (10) 合成生物学・バイオ
 - (11) 創薬・先端医療
 - (12) 資源・エネルギー安全保障・GX

- (13) フュージョンエネルギー
- (14) 防災・国土強靱化
- (15) 港湾ロジスティクス
- (16) フードテック
- (17) コンテンツ

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

- 1. 新技術立国・競争力強化
- 2. スタートアップ
- 3. 金融を通じた潜在力の解放

Ⅳ. 未来への投資拡大の実現

- 1. 政府が一步前に出た大胆な投資の促進
- 2. 官民連携の徹底的な強化
- 3. 日本成長戦略の実行に向けた仕組みの構築

「地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）」（抄）

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第1節 強い地域経済の構築に貢献する主な施策の推進

ア. 産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出

- Ⅰ. 強い経済を実現するための基本的方向性【道筋】
- Ⅱ. 計画実現に向けた支援施策【政策手段】

第5節 その他の施策の推進

「『強い経済』を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）」（抄）

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

- 1. 経済安全保障の強化
 - (1) 戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化（AI・半導体、造船、量子、フュージョン、バイオ、航空、宇宙 等）
 - (2) サイバーセキュリティ対策の強化
- 2. 食料安全保障の確立
 - (2) 農林水産物・食品の輸出拡大
- 3. エネルギー・資源安全保障の強化
 - (1) エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現
 - (2) GXの推進等
- 5. 未来に向けた投資の拡大
 - (1) 先端科学技術の支援
 - (2) スタートアップ支援強化とコンテンツ分野、文化芸術及びスポーツの振興

第3節 防衛力と外交力の強化

- 1. 外交・安全保障環境の変化への対応
 - (1) 防衛力整備の推進及び自衛隊員の処遇改善
 - (2) 多角的な経済外交の展開、安全保障環境の変化への対応
- 2. 米国関税への対応
 - (1) 日米戦略的投資イニシアティブ等の着実な推進
 - (2) 関税の影響を受ける企業への資金繰り支援等

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」（抄）

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上

III. 投資立国の実現

1. 中堅企業の創出・成長加速

2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し

(1) ヘルスケア

(2) 防災

(3) 農林水産業・食品産業

(6) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進

3. GX・DXの着実な推進

(1) GX

(2) DX

4. 経済安全保障等の投資の強化

5. PEファンド等への成長投資の強化

IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化

2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化

3. オープンイノベーション・調達推進

V. 科学技術・イノベーション力の強化

2. 基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立

3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現

4. デジタル関連サービスの海外展開

5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓

(1) 量子技術

(2) フュージョンエネルギー

(3) マテリアル分野

(4) 宇宙

(5) 海洋

(6) 健康・医療

「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）」（抄）

2. GX産業構造

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

5. GXを加速させるためのエネルギーを始めとする個別分野の取組

「インフラシステム海外展開戦略 2030（令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定）」（抄）

第2章 具体的な施策

1. 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化
（相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応）

（PPPを含めた案件形成の上流への積極的参画支援と提案力の強化）

（スタートアップや中小企業、地方の企業等に対する支援）

2. 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保

（経済安全保障上重要なインフラ等への積極的関与）

（同志国・グローバルサウスと迅速かつ緊密に連携した案件形成と事業化支援）

3. GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応
（GX、気候変動、環境関連の取組）
（その他気候変動対策、環境分野）
（防災分野）
（デジタル分野、DX関連の取組）
（健康医療等分野）

「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和6年6月11日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」（抄）

5. グローバルサウス諸国との連携にあたっての基本的な考え方
6. 具体的な方策

財政投融資の要求に伴う政策評価

（機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定））

1. 各府省庁の政策評価の結果

当行については、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和5年4月14日公布）」の全面施行による対象分野の拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を通じた、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする取組が評価されている。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和5年4月14日公布）」による対象分野の拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえ、民間資金を含む多様な資金を動員することも勘案した事業規模である1,100億円を前提とし、財政投融資による調達で手当てが必要となる300億円（令和8年度当初計画比100億円増）を要求する。

7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

令和7年度の当期純利益は、3億円となった。国庫納付については、JBIC法第31条及びJBIC法施行令第6条等に基づき、1億円を納付済。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

イ 令和7年度末の貸出金残高は、貸付金の減少により、前年度末比91億円減の48億円となった。

ロ 令和7年度は借入を行わなかったため、同年度末の借入金残高はなし

ハ 令和7年度は社債の発行を行わなかったため、同年度末の社債残高はなし

(2) 費用・収益の状況

令和7年度の損益状況については、16億円の経常収益、13億円の経常費用を計上した結果、3億円の当期純利益となった。